

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則新
旧対照条文

○警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十八 （略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二条（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十〜五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十八 （略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二条（<u>第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。</u>）に規定する罪</p> <p>四十〜五十八 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十八（略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十～五十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～三十八（略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十～五十八（略）</p>

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三十八 （略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四〇五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三十八 （略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四〇五十八 （略）</p>

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十八（略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>四十〜五十八（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十八（略）</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで若しくは第四号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）<u>第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。）</u>に規定する罪</p> <p>四十〜五十八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇三十八 (略)</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>四〇五十八 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇三十八 (略)</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)から第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>四〇五十八 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十八 (略)</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>四十〜五十八 (略)</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〜三十八 (略)</p> <p>三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)から第三号まで若しくは第四号(第二十一条第一項に係る部分に限る。)、第六十条第一号又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項及び第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>四十〜五十八 (略)</p>